

# 1 埼玉県

建設 工事	査 計 測 量	維 持 管 理 設 計	書 類 名	摘 要
○	○	○	1 委任状(様式C-5)	・代理人を置く事業者が申請する場合
○	○	○	2 【法人のみ対象】 法人県民税及び法人事業税の納税証明書 <写し可>	【申請事業所の所在地に関わらず、埼玉県内に事業所(本店、支店、営業所等)がある者が対象】  ・申請日前3か月以内に埼玉県の県税事務所から交付された『現在において滞納額がないことの証明』を提出してください。 (県税事務所で「納税証明書交付請求書」を提出するときに証明事項で『滞納額がないことの証明』を選択すると「現在において、滞納額がないことの証明」が交付されます。「納税証明書交付請求書の書き方」を参考にしてください。)
○	○	○	3 【個人事業者のみ対象】 個人事業税の納税証明書<写し可>	※県内に事業所を開設してから決算を経ていない者 「県税に関する証明書」を提出してください。 ※県内に事業所がなく納税証明書を提出できない者 埼玉県に事業所がないことの報告(様式D-1)を提出してください。
○	○	○	4 【個人事業者のみ対象】 個人住民税(市(町村)・県民税)の納税証明書<写し可>	【申請事業所の所在地に関わらず、事業主の住民登録上の所在地が埼玉県内にある者が対象】  ・申請日前3か月以内に埼玉県内の市町村から交付された『現在において滞納額がないことの証明』を提出してください。  ※当該証明を行っていない市町村があります。この場合は、直近1年分の納税証明書を提出してください。 ※新型コロナウイルス感染症等の影響による納税の猶予制度をうけていて、納税証明書が発行されない場合は、埼玉県入札審査課までご連絡ください。 ※当該納税証明書の問合せ先 各市町村税務課  ※県内に住民登録上の所在地がなく納税証明書を提出できない者 埼玉県に事業所がないことの報告(様式D-1)を提出してください。  ただし、事業主の住民登録上の所在地が埼玉県内でない場合であっても、埼玉県内の市町村から住民税を賦課されている場合は納税証明書を提出してください。

埼玉県の県税事務所が発行する納税証明書について

埼玉県の県税事務所が発行する納税証明書の交付請求書の書き方は、下図を参考にしてください。

- ・「使用目的」欄では「1 入札参加資格審査申請」と「埼玉県」を選択します。
- ・「証明事項」欄では「1 滞納額がないことの証明」を選択します。
- ・詳しくは、[埼玉県ホームページ「入札参加資格審査申請用の納税証明書について」](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-nouzeisyomei_nyusatu-sanka-sikaku-sinsa.html#lnk1_1)を確認してください。

【納税証明書交付請求書の書き方】

別記様式第十九号(三)				収入証紙貼付欄	
※	副所長	担当課長	担当		
証明書					
交付					
提出される県税事務所名をリストから選択してください。			青色のセルに入力できます。		請求日をご記入ください。
納税証明書交付請求書					令和 年 月 日
(宛先) 埼玉県さいたま県税事務所長					
納税者又は特別徴収義務者	住所又は所在地	さいたま市浦和区高砂3-15-1		住所	さいたま市浦和区北浦和5-6-5
	フリガナ	サイノカフシガイヤダコウリマヤクサイマ 如彩の国 株式会社		代理人	氏名
氏名又は名称及び代表者職・氏名	代表取締役 埼玉 太郎 (電話: 048-000-0000)		県税 花子 (電話: 048-999-9999)		
屋間に連絡がつく電話番号をご記入ください。	法人番号 (法人の場合のみ)	不明の場合、記入の必要はありません。		屋間に連絡がつく電話番号をご記入ください。	
使用目的 (番号を○で囲んでください。)	1 入札参加資格審査申請(申請先(埼玉県)その他)    2 建設業許可申請・更新、事業年度終了報告書提出    3 資金借入申請 5 公益法人認定申請    6 自動車の名義変更、所有権解除、売買、下取り    7 その他( )				
請求枚数をごください。	1 枚	納税番号	記入の必要はありません。		
必要な証明書の内容をご記入ください。	1 滞納額がないことの証明	(1) 県税(個人県民税を除く) (2) 自動車税(種別割) 登録番号 大宮・熊谷・所沢・春日部・川越・川口・越谷・埼玉			
	2 税額等の証明	(1) 法人県民税 法人が個人かにより、以下のどちらかをご記入ください。 (2) 法人事業税・特別法人事業税 法人で申請する場合:「法人県民税及び法人事業税」 個人で申請する場合:「個人事業税」 又は地方法人特別税 (3) 個人事業税 所得年 (平成・令和 年所得、 年所得、 年所得、 年所得) (4) 自動車税(種別割) 登録番号 大宮・熊谷・所沢・春日部・川越・川口・越谷・埼玉			
証明事項 (番号を○で囲み、必要事項を記入してください。)	3 その他の証明				
注意 1 代理人が請求するときは、請求書を提出する県税事務所長に、委任状、代理人選任届等を提出してください。 2 最近納付(入)した場合には、領収証書を持参してください。 3 交付手数料は、1税目・1年度(事業年度)・1枚につき400円です。ただし、法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税1税目とみなします。					
委任状は、納税者又は特別徴収義務者が記入してください。					
委任状					
私は、納税証明書の交付請求及び受領に関する権限を 令和 年 月 日					
代理人	住所	さいたま市浦和区北浦和5-6-5			
氏名	氏名	県税 花子 に委任します。			
委任者との関係	委任者との関係	行政書士 委任者との関係をご記入ください。 (例)・家族の場合……妻、夫、子、父、母など ・従業員の場合……従業員、社員など ・融資元金融機関の社員の場合……銀行名及び支店名 ・自動車販売店の社員の場合……会社名、販売店名など ・行政書士、税理士の場合……行政書士、税理士など			
委任者	住所(所在地)	さいたま市浦和区高砂3-15-1			
氏名(名称及び代表者職・氏名)	氏名(名称及び代表者職・氏名)	彩の国 株式会社 代表取締役 埼玉 太郎			
屋間の連絡先	屋間の連絡先	048-000-000 日中に連絡がつく電話番号をお書きください。			

※ 以下の書類(5以降)は、①建設工事を埼玉県に申請し、かつ②建設業許可上の主たる営業所の所在地が埼玉県内にある方が、それぞれの対象要件に該当する場合のみ提出する書類です。

建設 工事	査 計 測 量	設 計 ・ 管 理 設	土 持 施 工	書 類 名	摘 要
○	—	—	5	埼玉県・建設工事申請者(県内本店)用提出書類確認リスト(様式D-2)	<b>次の6以降の書類を提出する場合は、様式D-2を表紙として提出してください。</b>
○	—	—	6	「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に規定する団体等に加入していることを証明する書類	【対象者】 申請日現在、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に規定する団体等に加入している事業者 ※ 協会が発行した証明書の原本を提出してください。
○	—	—	7	不当要求防止責任者の受講状況(様式D-2-1)	【対象者】 申請日現在、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づく不当要求防止責任者の選任届を提出し、責任者講習を受講した者がいる事業者  【添付書類】 ・ 埼玉県公安委員会発行の責任者講習受講修了書を縮小コピーして貼付してください。 ・ 責任者講習受講修了書は講習年月日が平成29年度以降のものが対象です。  【不当要求防止責任者の選任手続き等について】 埼玉県警察のホームページ <a href="https://www.police.pref.saitama.lg.jp/">https://www.police.pref.saitama.lg.jp/</a> (公財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターのホームページ <a href="https://www.boutsui-saitama.or.jp/">https://www.boutsui-saitama.or.jp/</a> を確認してください。
○	—	—	8	埼玉県と締結している防災協定書の写し 又は 防災協定締結証明書 (様式D-2-2)原本	【埼玉県と防災協定を締結している場合】 防災協定書の写し  【埼玉県と直接防災協定の締結はしていないが、加入している社団法人等の団体が埼玉県と締結している場合】 防災協定締結証明書(様式D-2-2)の原本(発行日が申請日前3か月以内のもの)を提出してください。

建設 工事	査 計 測 量	設 計 調 理	維 持 管 理	土 木 施 設	書 類 名	摘 要
○	-	-	9	埼玉県からの要請等に基づく災害防止活動の実績報告 (様式D-2-3)	<p><b>【対象者】</b> 令和2年10月1日～令和4年9月30日の間に県機関の発注により、緊急時における災害の復旧や防止活動に従事した事業者 ※ 工期の一部が対象期間内の場合も含まれます。 ※ 発注機関が警察本部及びその出先機関、国土交通省の場合は対象外です。</p> <p><b>【添付書類】</b> ・ 契約書、発注書又は依頼書等の写し (実施場所、活動内容、時期、発注課所が確認できるもの) ・ 総合評価方式の災害防止活動認定書の写しでも可 ※ 契約1件に対して実績は1回とします。 ※ 単価契約書の場合は、実際の活動がわかる書類が別途必要です。(除雪の補償費は対象外)</p> <p><b>【災害の復旧や防止活動の例】</b> ・ 除雪、落石、土砂崩れ、倒木への対応 ・ 道路陥没における緊急対応 ・ 道路照明灯などの灯具落下、ポール傾き(転倒)への対応 等</p> <p>※活動例は、埼玉県ホームページ(建設管理課)の「埼玉県総合評価方式活用ガイドライン」中の「補則 災害防止活動等一覧」を参考にしてください。 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyouka-shiryu.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyouka-shiryu.html</a></p>	
○	-	-	10	国又は埼玉県内の市町村からの要請等に基づく災害防止活動の実績報告 (様式D-2-4)	<p><b>【対象者】</b> 令和2年10月1日～令和4年9月30日の間に国又は埼玉県内の自治体の発注により、緊急時における災害の復旧や防止活動に従事した事業者 ※ 工期の一部が対象期間内の場合も含まれます。 ※ 活動場所が埼玉県内の場合のみ対象となります。</p> <p><b>【添付書類】</b> ・ 契約書、発注書又は依頼書等の写し (実施場所、時期、発注課所が確認できるもの) ※ 契約1件に対して実績は1回とします。 ※ 単価契約書の場合は、実際の活動がわかる書類が別途必要です。(除雪の補償費は対象外)</p> <p><b>【災害の復旧や防止活動の例】</b> ・ 除雪、落石、土砂崩れ、倒木への対応 ・ 台風時の緊急対応</p> <p>※活動例は、埼玉県ホームページ(建設管理課)の「埼玉県総合評価方式活用ガイドライン」中の「補則 災害防止活動等一覧」を参考にしてください。 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyouka-shiryu.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyouka-shiryu.html</a></p>	

建設 工事	査 計 測 量	維 持 管 理	土 木 施 設	書 類 名	摘 要
○	-	-	11	<p><b>下記(1)～(6)のうち3項目まで申請可能</b></p> <p>(1) 厚生労働省(埼玉労働局)の受理印のある「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の写し 又は 認定書の写し</p> <p>又は</p> <p>(2) 「次世代育成支援対策推進法」第13条の規定に基づく認定書の写し</p> <p>又は</p> <p>(3) 厚生労働省(埼玉労働局)の受理印のある「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」の写し 又は 認定書の写し</p> <p>又は</p> <p>(4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第9条の規定に基づく認定書の写し</p> <p>又は</p> <p>(5) 育児休業制度導入の状況 (様式D-2-5)</p> <p>又は</p> <p>(6) 多様な働き方実践企業認定証の写し</p>	<p>(1) 【対象者】 申請日現在、従業員100人以下の事業者で「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局長に届出している事業者(行動計画の計画期間に申請日が含まれるもの) 又は 同法第13条に基づく厚生労働大臣の認定を受けている事業者</p> <p>(2) 【対象者】 申請日現在、従業員101人以上の事業者で「次世代育成支援対策推進法」第13条に基づく厚生労働大臣の認定を受けている事業者</p> <p>(3) 【対象者】 申請日現在、従業員100人以下の事業者で「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局長に届出している事業者(行動計画の計画期間に申請日が含まれるもの) 又は 同法第9条に基づく厚生労働大臣の認定を受けている事業者</p> <p>(4) 【対象者】 申請日現在、従業員101人以上の事業者で「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第9条に基づく厚生労働大臣の認定を受けている事業者</p> <p>(5) 【対象者】 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の規定を上回る育児制度を就業規則等で規定し、労働基準監督署に届け出ている事業者</p> <p>【添付書類】 労働基準監督署の受理印のある就業規則等の写し 又は 受理印のある育児・介護休業規程等の写し (育児・介護休業規程を定めている場合)</p> <p>(6) 【対象者】 申請日現在、埼玉県の「多様な働き方実践企業認定制度」により、認定を受けている事業者 ※ 詳細は、埼玉県ホームページ(多様な働き方推進課の働き方改革ポータルサイト)を確認してください。 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/diversity/index.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/diversity/index.html</a></p>

建設 工事	査 ・ 計 測 量 調	維 持 管 理 設	書 類 名	摘 要
○	—	—	12 女性技術職員雇用の状況 (様式D-2-6)	<p>【対象者】 申請日現在、女性技術職員を常勤雇用している事業者 ※ 役員、個人事業者における事業専従者は対象外 ※ 当該女性技術職員が社会保険(国保組合含む)に加入していること</p> <p>【添付書類】 (1)直近の被保険者標準報酬決定通知書等の写し (2)健康保険被保険者証の写し (3)国保組合に加入している事業者の場合は(1)の代わりとして、適用除外承認証の写し (4)個人事業者の場合は、直近の所得税確定申告に係る青色申告決算書又は収支内訳書</p>
○	—	—	13 若年技術職新規雇用の状況 (様式D-2-7)	<p>【対象者】 令和2年10月1日～令和4年9月30日の間に新規に若年者(34歳以下の技術職)を常勤雇用し、その者を申請日現在も雇用している事業者 ※ 役員、個人事業者における事業専従者は対象外 ※ 当該若年技術職者が社会保険(国保組合含む)に加入していること ※ 派遣労働者、技能実習生等有期雇用者は対象外 ※ <b>評価対象は2名まで</b></p> <p>【添付書類】 (1)採用通知書等の写し(雇用日が確認できるもの) (2)直近の被保険者標準報酬決定通知書等の写し (3)国保組合に加入している事業者の場合は(2)の代わりとして、適用除外承認証と新規雇用職員の被保険者証の写し (4)個人事業者の場合は、直近の所得税確定申告に係る青色申告決算書または収支内訳書</p>
○	—	—	14 インターンシップ等の受入れに関する証明書 (様式D-2-8)原本	<p>【対象者】 平成30年10月1日～令和4年9月30日の間に大学生や高校生等を対象としたインターンシップを3日以上受入れ、学校が証明する証明書により実績が確認できる事業者 ※ 中学生は対象外 ※ 申請日前3か月以内に証明された原本を提出してください。</p>

建設 工事	査 計 測 量	設 計 調 理	維 持 施 設	書 類 名	摘 要
○	—	—	15	4週8休の取組状況 (様式D-2-9)	<p>【対象者】 資格審査申請日現在において次のいずれかの条件を満たす者。 ア 令和2年10月1日から令和4年9月30日までの間に 埼玉県、国土交通省、さいたま市等の週休二日モデル工事等 (県内)又は4週8休の実施を評価項目とした本県の総合評価 方式による工事を完成させ、4週8休の履行、休日取得状況 等を確認できる事業者 イ 就業規則等で技術系職員の休日を4週8休又は年間 110日以上と規定し、労働基準監督署に届け出た事業者</p> <p>【添付書類】 様式D-2-9に掲げる選択肢に対応する書類</p>
○	—	—	16	地域貢献の実施状況 (様式D-2-10)	<p>(1) 【対象者】 令和2年10月1日～令和4年9月30日の間に県機関等の施設 管理に関するボランティア活動を実施した事業者 ※ 原則として企業単体で実施したもの。</p> <p>【対象となるボランティア活動】 県が管理する施設、県が調整・選定した施設での道路清掃、河 川清掃、公共施設への植栽等</p> <p>【添付書類】 ・ 県機関等との協定書、感謝状等 ・ 実績が証明できる書類、写真等 ※ 彩の国ロードサポート制度及び川の国応援団の場合は、 認定書・協定書及び県への活動報告書は必須</p>
○	—	—	17	消防団協力事業所に関する証明書 (様式D-2-11)原本	<p>(2) 【対象者】 消防団協力事業所に認定され、令和2年10月1日～令和4年9 月30日の間に従業員が消防団員としての活動実績を確認できる 事業者 ※ 役員、個人事業主における事業専従者は対象外</p> <p>【添付書類】 事業者と消防団員の雇用関係を確認できる書類</p>
○	—	—	18	協力雇用主の登録に関する証明書原本	<p>(3) 【対象者】 申請日現在、法務省さいたま保護観察所に協力雇用主として登 録している事業者 ※ さいたま保護観察所以外の登録は対象外 ※ 証明書は発行日が申請日前3か月以内のもの (知事あてのもの)</p>

添付書類提出不要の県評価点について

以下の県評価点項目については、**添付書類の提出は不要**ですので、対象要件に該当し評価を希望する場合は、様式D-2にチェックをし、提出してください。

評価項目	摘要
<p>- 一定規格以上の建設機械の保有</p>	<p>【対象者】 申請日現在、経営事項審査で認められた建設機械(1台以上)を保有している事業者 ※ 建設機械の保有状況は、共通書類の「経営事項審査の総合評定値通知書」で確認しますので、様式D-2への記入等も不要です。 ※ 経営事項審査の総合評定値通知書の「建設機械の保有状況」が「0」となっている場合は対象外</p>
<p>(1) 埼玉県SDGsパートナー登録制度</p> <p>9-3 又は</p> <p>(2) 埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度</p>	<p>【対象者】 申請日現在、「埼玉県SDGs/パートナー登録制度」により、登録されている事業者 ※ 詳細は、埼玉県ホームページ(計画調整課)を確認してください。 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/sdgs/sdgs_partner.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/sdgs/sdgs_partner.html</a></p> <p>【対象者】 申請日現在、「埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度」による宣言を行い、県ホームページに掲載されている事業者 ※ 詳細は、埼玉県ホームページ(環境政策課)を確認してください。 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/sdgs/index.html#content04">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/sdgs/index.html#content04</a></p>
<p>(1) 埼玉県エコアップ認証制度</p> <p>又は</p> <p>9-7</p> <p>(2) エコアクション21</p> <p>※ 環境への配慮に関する評価点は、ISO14001、埼玉県エコアップ又はエコアクション21のいずれかの認証を取得した場合に加点されます。 ※ ISO14001(共通書類)を提出している場合は対象外です。</p>	<p>【対象者】 申請日現在、「埼玉県エコアップ認証制度」により、認証を受けている事業者 ※ 詳細は、埼玉県ホームページ(温暖化対策課)を確認してください。 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/eco-up.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/eco-up.html</a></p> <p>【対象者】 申請日現在、一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21を認証されている事業者</p>
<p>9-12 CCUS(建設キャリアアップシステム)</p>	<p>【対象者】 申請日現在、CCUS(建設キャリアアップシステム)の事業者登録を完了した事業者 ※ 詳細は、CCUS(建設キャリアアップシステム)のホームページを確認してください。 <a href="https://www.ccus.jp/">https://www.ccus.jp/</a></p>

埼玉県提出書類に関する問合せ先  
埼玉県 総務部 入札審査課  
TEL 048-830-5771